

ぎ
ふ

労働委員会だより

平成21年1月

第68号

卷頭の辞



岐阜県労働委員会
会長 粉山 錚吾

新年あけましておめでとうございます。年頭に際し、今年が
皆々様にとってよき一年となりますよう心より念願いたします。

ご存じの向きもいらっしゃると思いますが、ヨーロッパ共通
の契約法を制定する試みが進行しています。ヨーロッパ契約法
は、ヨーロッパ共同体を対象とするものです。「信義誠実の原則」はドイツ人にとっては、「法の一般原則であるから広く適用されるもの」であるのに対し、フランス人にとっては、「古い道徳を法の世界から追放すべきであるから、限定的にのみ考慮されるにすぎないもの」ですし、イギリス人にとっては、「考慮する価値もない陳腐な
代物」なのです。ヨーロッパ契約法の総則編に「信義誠実の原則」を謳うべきかどう
かで、三つ巴の大喧嘩をしている最中に、アメリカ発の金融危機が発生しました。

社会的な貧困層への住宅の供給のため、ローン債権を微分割して債券に紛れ込ま
せて世界中に金融派生商品として売りつける。このアイディアを考えた者は、貧困層
への住宅の供給を見て、アイディアの優秀さに自己陶酔したに違いありません。100
の証券に10のローン債権を混ぜても、債券が200に値上がりすれば、ローン債券
の価値が0になんて、債券購入者の利益は大きい。最初の設計図は、まあこんなも
のだったのでしょうか。

設計図の誤りは、債券保有者は債券の価格変動に敏感な連中だからマイナス要因が
明らかになれば、さっさと現金化（売却）してしまうことを過少にしか織り込んでい
なかつたことでした。現金化の動きは、迅速に他部門に波及するので、騒動の収束は
並大抵ではありません。ヨーロッパ契約法の起草者は、この経験を教訓として法典に
書き込むのか否か迷っています。下手を書けば、経済の活力を削いでしまいます。「信
義誠実の原則」などと悠長なこともいっておれません。重傷のヨーロッパの動きとあ
わせて、日本政府の対策を注視してまいりましょう。

活動報告

平成20年1月から12月に係属した事件は、以下のとおりです。

1 調整事件について

(平成20年12月31日現在)

事件番号 事件名	業種	従業員数 (人)	調整事項	申請年月日 申請者	調整回数	終結年月日	あっせん員
						終結区分	
20年1号 O争議	教育業	82	団交促進 処分撤回	20.5.26 労働組合	4	20.8.12 解決	廣瀬、神谷 古田、高田 熊田、大松
20年2号 K争議	製造業	118	解雇撤回 労災申請手続への協力	20.7.10 労働組合	2	20.8.28 打ち切り	秋保、平野 志邑、豊田 家田、吉村
20年3号 M争議	運輸業	30	夏季一時金 支給額	20.9.8 労働組合	2	20.10.24 取下げ	糸山、平野 柴田、志邑 熊田、日比
20年4号 K争議	教育業	344	団交促進	20.10.21 労働組合	—	20.11.11 取下げ	廣瀬、秋保 古田、豊田 家田、日比
20年5号 N争議	情報通信業	10,000	団交促進	20.10.30 労働組合	—	20.12.2 打ち切り	糸山 志邑 吉村

20年1号－O争議

労働組合の概要 平成18年12月組合結成 組合員15名

- ・団体交渉への上部団体の参加と、団体交渉要求事項である教職員の処分についての話し合いを求めて、あっせんを申請した。
- ・あっせんで労使双方の主張を十分に聴取するとともに、労使関係のあるべき姿などについての説示を行ったところ、教職員の処分については取下げとなり、上部団体が参加しての団体交渉については、労使双方が「あっせん案」を受諾し、本件は解決となった。

2 個別の労使紛争事件について

(平成20年12月31日現在)

事件番号	業種	あっせん事項	申出年月日 申出者	あっせん回数	終結年月日 終結区分	あっせん員
20年1号	サービス業	定年退職の撤回 地位保全	20.4.3 労働者	—	20.4.17 取下げ	糸山 古田 熊田
20年2号	サービス業	配置転換の撤回	20.7.8 労働者	—	20.7.15 取下げ	糸山 柴田 日比
20年3号	サービス業	退職金・賃金 不当利得の支払い	20.11.5 労働者	1	20.12.2 打ち切り	秋高 保田

3 審査事件について

平成20年1月から12月までの間に係属した不当労働行為救済申立事件は2件で、いずれも昨年から繰越しの事案です。新規の申立てはありませんでした。

(平成20年12月31日現在)

事件名	業種	申立日	請求する救済内容	終結区分 終結年月日
S O 不当労働 行為事件	運輸業	H19. 4.18	(1) 不誠実団交の禁止 (2) 不利益取扱いの禁止 (3) バックペイ (4) ポスト・ノーティス	関与和解 H20. 7.16
S E 不当労働 行為事件	教育業	H19. 6. 7	(1) 不利益処分の取消し (2) 支配介入の禁止 (3) ポスト・ノーティス	関与和解 H20. 5.26

(1) S O 不当労働行為事件

- ①担当委員 審査委員 粕山、神谷、秋保
参与委員 (労) 柴田、古田、(使) 熊田、日比

②事件の概要

賃金規程の不利益変更を契機として、団体交渉を経る中で起きた運輸乗務員である組合員への配車差別や、不誠実な団体交渉について救済が求められた事件であった。

③被申立人の主張の概要

相当数の団体交渉に応じており、不誠実と非難されるいわれはなく、組合員が有料道路を利用しない等明言していることから、長距離運行の配車ができないのであって、差別ではない。

④審査及び終結の状況

調査3回、4名の証人尋問を終えた時点で、和解協議を2回行ったが調わず、再度審問を実施したところ、再び和解の機運が当事者双方から生じ、和解協定が締結され、本件は終結した。

(2) S E 不当労働行為事件

- ①担当委員 審査委員 廣瀬、平野
参与委員 (労) 志邑、豊田、(使) 家田、吉村

②事件の概要

学校運営の正常化を目指す使用者と、従来どおりの活動を続ける組合との軋轢に端を発し、組合活動及び争議行為を理由として組合役員2名が処分され、その救済が求められた事件であった。

③被申立人の主張の概要

学校施設の無断使用及び勤務時間内の組合活動等、就業規則違反行為に対する処分であり、非難されるものではない。

④審査及び終結の状況

調査2回、証人8名の尋問を行い、互いの主張を出し尽くした時点で、双方の意見を聞き取り調整したところ、和解協定が締結され、本件は終結した。

委員隨想。

私の睡眠薬

公益委員 平野博史



私の睡眠薬はお酒ではない。文字どおりの睡眠薬でもない。今枕元にあるのは、「アフリカ・レポート」、「シェイクスピアのたくらみ」、「テレワーク」、「不可能性の時代」、「金融権力」である。ジャンルもランダム。時に書店を覗き、睡眠薬の岩波新書を購入する。もう何十年も変わらない。

意味のよくわかるものと全くわからないものは睡眠薬として不適。興をそそられてはいけない。単なる紙でも困る。格好の睡眠薬をみつけるのは難しい。

少し前に読んだ「悪について」などは睡眠薬にならなかった。とことんまで自身の自己愛の虚偽性を暴かれた。他人愛が偽善・欺瞞であることを知らされた。それでも、読後感は凡人の開直り。偽善・欺瞞の他人愛のどこが悪いのか、と。自分流の他人愛でも、それが行動の原動力として働くべきじゃないか、と。

「不可能性の時代」も睡眠薬になっていない。現代若者の心理に弁護を担当する被告人のそれを照らし合わせてしまうのは職業病か。相似・相違を思い巡らせながらも、地下鉄サリン事件や酒鬼薔薇聖斗事件などを「現実への逃避」として問う分析には目から鱗。

「金融権力」は微妙。一般向けとはいうものの、専門外の私には難解。それでも、睡魔に誘われながらもう1頁。大学時代の現物売買が懐かしい。どうして経済はこうも目に見えないものになってしまったのか。少しでも実感として見てみたいと思うのは、単なる興味ゆえか、性分ゆえか、あるいは、まだ若さが残っているせいか。「金融権力」は、二回り目に入っても、微妙な睡眠薬として役に立っている。



景気の大きな後退局面にあたり

労働者委員 高田勝之



「いざなぎ景気」を上回る好景気から一転し、現在は「底の状態」にあると言っても過言ではない。特に昨年11月に発表された、2009年3月期の中間決算では、トヨタ自動車の予想外の大幅減益による「トヨタショック」が大きく、それまでの好景気がかすんでしまったのは、記憶に新しいところである。

あるアナリストの論評では、「今まで景気の良し悪しで、企業業績は波打ってきたけど、今回の場合は景気循環の問題ではなく、トヨタの決算で日本の成長をリードしてきたビジネスモデルの終焉を感じた。」とあった。

一方で、ある調査センターの分析によると、「トヨタの影響の大きさが改めて見直される」とした上で、「今が底の状況、2009年度下期には回復する」との見通しも示した。理由としては「原材料高が終息をし原価低減が進めば、下期は増益に転じるであろう」である。

本当にそうなって行くのか、別の見方をするアナリストもあり、正直なところ先行き不透明と言わざるを得ない。ゆえに今が各々の企業（労使）にとって、まさに苦境を脱する為の正念場であろう。厳しい状況であるからこそ、会社と組合（労使）がしっかりとスクラムを組んで行くべきであるし、その事によって今の苦境を抜け出すことができると確信する。要約した言葉で表すとすれば、「労使の合意力」が求められている時ではないだろうか。



夏の終わりに

使用者委員 家田禮子



夏の暑さがまだ残っている9月の労働委員会総会の帰りに乗ったタクシーの運転手さんが話しかけてきた。「あのうお客様、世の中にはひでえ経営者がおるもんでき。何の断りもなしに明日から出てこんでもええ。要はクビですわ。」おそらくこの運転手さんは、ともかく誰かれ構わず感情のままに気持ちをぶつけてきたわけですが、返す言葉がなかったので黙って聞いていた。

話がくどく続くというものではなかったが、タクシーを降りてから何故かこの出来事が記憶に残り、改めて世の中で起こっている現実の厳しさの一端に直面させられた思いがした。公労使による三者構成という仕組みで成り立っている労働委員会で使用者委員を務めさせていただいているが、労使関係の多種多様な事件に出会う度にその背景には人と人との関係が複雑に折り重なっていることが多く、決して安易な判断は赦されないという緊張を覚える。1つの事件の解決には関係する人間一人ひとりが持つ物事の受けとめ方、感じ方など各々が持っている価値観というものをまず受けとめようとする姿勢と、まず聴こうとする態度が大変重要になってくるのではないだろうか。あのタクシー運転手さんの話にも、通り一辺のものではない話の背景に労使間の奥行きの深さ、広さ、長さ等々があるのであろう。

使用者委員として世の中の出来事を肌で感じとり、より具体的に、より的確に助言ができるために、事件の背景にいる人間というものを十分に観察し洞察する力をつけていきたいものである。

職場での悩みごと無料相談会を開催！

岐阜県労働委員会は、労働雇用課、岐阜振興局と共に、解雇や賃金など個別的な労使紛争でお困りの方を対象に、下記のとおり無料労働相談会を行いました。解雇や賃金、労働条件などについて相談を受けました。

	第 1 回	第 2 回
日 時	平成 20 年 7 月 6 日 (日)	平成 20 年 11 月 30 日 (日)
場 所	岐阜市 マーサ 21	岐阜市 じゅうろくプラザ
労使区分	労働者 (5)・使用者 (0)	労働者 (5)・使用者 (0)
性 別	男 (4)・女 (1)	男 (3)・女 (2)
相談項目	雇用関係 (2)、賃金関係 (3)、労働条件 (2)、職場の人間関係 (1)、その他 (1)	雇用関係 (2)、賃金関係 (3)、労働条件 (1)、職場の人間関係 (2)、福利厚生 (1)

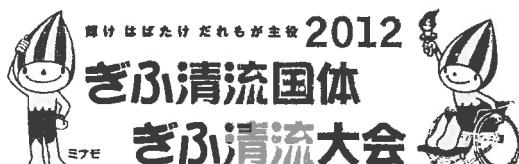
労働雇用課、各振興局においては、隨時労働相談を受け付けていますのでお気軽にご相談ください。

また、相談をされた方で、労働委員会での「あっせん」を希望され、あっせんが適当と判断されれば、「あっせん制度」をご利用いただくことも出来ます。

あっせん とは、当事者の言い分を聞きながらお互いの合意点を見出し、話し合いによる解決をお手伝いする方法です。

- ☆ 県内の事業所の使用者または労働者であれば誰でも利用できます。
- ☆ 費用は無料です。
- ☆ あっせんは非公開で、秘密は厳守されます。

詳しくは、労働委員会または
県庁労働雇用課 (058-272-1111
内線 3124) まで、お問い合わせ
ください。



～編集・発行～

岐阜県労働委員会事務局

〒 500-8570 岐阜市薮田南 2-1-1

TEL (058) 272-8792

FAX (058) 278-2832

E-mail c16501@pref.gifu.lg.jp